

**文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において
特定不正行為が認定された事案（平成 27 年度）**

No	不正事案名	不正事案の研究分野	特定不正行為に関与した者等	特定不正行為の種別	頁
1	千葉大学環境健康フィールド科学センター所属教員による研究活動上の不正行為（盗用）について	人類学	千葉大学 環境健康フィールド科学センター 助教	盗用	2
2	藤女子大学文学部所属教員による研究活動上の不正行為（盗用）の認定について	社会学	藤女子大学 文学部 准教授	盗用	5
3	電気通信大学共通教育部所属教員による研究活動上の不正行為（盗用）の認定について	語学教育	電気通信大学 共通教育部 教授	盗用	8
4	福岡教育大学教育学部所属教員による研究活動上の不正行為（盗用）の認定について	身体教育学	福岡教育大学 教育学部 教授	盗用	11
5	早稲田大学商学学術院所属教員による研究活動上の不正行為（著作権侵害（盗用））の認定について	経営学	早稲田大学 商学学術院 准教授	盗用	15
6	大阪産業大学工学部所属教員による研究活動上の不正行為（盗用）について	環境学	大阪産業大学 工学部 准教授	盗用	18
7	皇学館大学現代日本社会学部所属教員による研究活動上の不正行為（盗用）の認定について	ボランティア、社会福祉援助技術	皇学館大学 現代日本社会学部 教授	盗用	21
8	滋賀医科大学医学部所属教員による研究活動上の不正行為（盗用・改ざん）の認定について	臨床看護学	滋賀医科大学 医学部 教授	盗用・改ざん	24
9	熊本大学医学部附属病院所属教員による研究活動上の不正行為（捏造（ねつぞう））の認定について	検査医学	熊本大学 医学部 附属病院 助教	捏造	27

千葉大学環境健康フィールド科学センター所属教員による不正行為（盗用）

1. 不正事案の概要

(1) 告発内容及び調査結果の概要

本件は、通報者ら研究グループが作成し、当該グループが学会発表時に使用したパワーポイント資料の内容を環境健康フィールド科学センター助教（以下「被通報者」という。）が盗用し、当該資料を韓国語に翻訳し、被通報者の単独名義で2013年5月に発行された「韓国人間植物環境学会」の学会誌に掲載したことを内容とする通報文書の送付を受け、国立大学法人千葉大学研究活動の不正行為対策委員会（以下「不正行為対策委員会」という。）において、関係する研究者への聞き取り調査及び書面調査により事実関係の調査を行ったものである。

調査の結果、研究活動における特定不正行為である「盗用」が行われたものと認定した。

【通報者から申立てのあった不正の態様及び特定不正行為であるとする理由】

① 不正の態様

被通報者が、「通報者が作成した資料及び通報者ら研究グループが作成した学会発表用のパワーポイント資料」の内容を「盗用」した疑い。

② 研究活動における特定不正行為であるとする理由

- 1) 被通報者が作成に関与していないパワーポイントのデータを盗用し、通報者が過去に発表した16枚の研究成果資料のすべてにおいて、日本語の部分を韓国語に翻訳し、被通報者の単独名で「ISSNを有する学会誌」に掲載したことは不正な行為であること。
- 2) そのほかにも、通報者が過去に発表したデータ並びに写真を無断で使用しており、これも不正な行為であること。

(2) 千葉大学における本調査の体制、調査方法、調査結果等について

① 「不正行為対策委員会」における調査体制

10名（内部委員9名、外部有識者1名）

② 調査の方法等

1) 調査対象

ア) 対象研究者：環境健康フィールド科学センター 助教

イ) 対象論文等：通報者から不正行為（盗用）の疑いがあるとの指摘があった講演資料

※被通報者が「社団法人 韓国人間植物環境学会」の学会誌（冊子：ISSN 1226-9778. Online：ISSN 2287-8238）に掲載した資料。

2) 調査方法

通報者及び盗用があったとされる資料を作成した元大学院生からの意見聴取とともに、通報者及び元大学院生からの聴取結果を踏まえた被通報者からの意見聴取を実施した。また、通報者ら研究グループが作成した資料と被通報者が作成した資料との比較による書面調査もあわせて実施した。

③ 本事案に対する不正行為対策委員会の調査結果を踏まえた結論

通報者から研究活動における不正行為（「盗用」）の疑いがあると指摘があった、「被通報者が韓国人間植物環境学会において発表及び当該学会の学会誌に掲載した講演資料（パワーポイント資料）」に関し、不正行為対策委員会が実施したこれまでの調査結果を踏まえた千葉大学の結論は以下のとおり。

(結論)

千葉大学における規程及びガイドラインで定義する研究活動における特定不正行為である「盗用」（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること）が行われたものと認定した。

なお、不正行為対策委員会における本事案に関する調査の過程において、以下のことが認められたことから、被通報者による行為の悪質性は低いものとする。

- 1) 被通報者が自らの研究成果として資料を公開するのではなく、通報者を含む複数の研究者による研究成果を「韓国人間植物環境学会」の招待講演において広く紹介する目的であったとする被通報者の説明は、被通報者が不正行為対策委員会に示した資料（当該学会で配付された冊子）の状況から見ても十分に理解できること。
 - 2) 殊更に自らを利することを目的として当該学会において通報者ら研究グループの研究成果を用いた講演を行ったとまでは言えないこと。
- ※ 被通報者が当該学会の招待講演において用いた資料は、被通報者の申し出により既に取り下げられていることを確認している。

(認定理由)

- (1) 通報者を中心に元大学院生を含めた共著者が行った研究の成果について、元大学院生が作成した原資料（パワーポイントスライド 16 枚）を、通報者、作成者である元大学院生及び共著者からの使用許可を得ることなく、被通報者がこれを韓国語に翻訳し、韓国の学会（「韓国人間植物環境学会」）が主催する大会の場において、講演資料として使用していること。
- (2) 原資料の元となる研究は、被通報者が通報者の研究室に着任される前に実施されたものであり、被通報者は原資料（パワーポイントスライド 16 枚）の作成にも一切関与していないこと。
- (3) 被通報者自身も原資料（パワーポイントスライド 16 枚）の元となる研究に参画しておらず、原資料の作成にも関与していないことを認識していること。
- (4) 被通報者が原資料を翻訳し作成した講演資料は、被通報者の単独名義となっており、また、講演資料を構成する各パワーポイントスライドに対し、原資料からの引用であることを明示する適切な表示、あるいは正しい引用元の適切な表示を行うべきであったにも関わらず、その対応が不十分であること。
- (5) 被通報者が作成した講演資料について、被通報者自らの意思により当該学会誌に PDF ファイルによって提供しており、その対応が適切でなかったことについても自ら認識していること。
- (6) 不正行為対策委員会が行った調査の結果（「盗用」を認定）に対し、被通報者からの「書面」及び「口頭」で申し立てられた不服の内容を「不正行為対策委員会」においてあらためて審議した結果、当該委員会が「盗用」が行われたものと認定した結論を覆す理由には及ばなかったこと。

(3) 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

「盗用」を認定した講演資料の作成過程において、直接の因果関係が認められる経費の支出はなかった。

2. 研究機関が行った措置

(1) 競争的資金等の執行停止等の措置

競争的資金等直接の因果関係が認められる経費の支出はなかったことから、執行停止等の措置は講じていない。

(2) 被通報者に対する千葉大学の対応（処分等）

不正行為対策委員会の研究活動の不正行為に関する調査報告書（最終）を受け、平成 27 年 3 月 18 日、国立大学法人千葉大学職員不利益処分手続規程に基づく人事調査委員会を設置し、被通報者に対する不利益処分事由の該当性等について審議した。

なお、処分の有無を含めた審議結果について、「国立大学法人千葉大学における懲戒処分の公表基準」に基づき、懲戒処分に該当しない事案については、処分結果の公表は行わないこととしている。

(3) 論文の取下げ

被通報者が当該学会の招待講演において用いた資料は、被通報者の申し出により既に取り下げられていることを確認した。

3. 発生要因及び再発防止策

被通報者が「韓国人間植物環境学会」で講演するに至るまでに必要とされた各種手続き（他の研究者の実験データ・成果に対する使用許諾や、他の研究者の研究成果を使用するにあたっての適切な引用手続き等）に関し、被通報者における研究活動上の基本的な規範意識の甘さによって当該事案が生じたこと、学内において基本的なルールの遵守が徹底されていなかったことによる。

千葉大学においては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日、文部科学大臣決定）を踏まえ、学長のガバナンスにより、平成 27 年 1 月 1 日付で研究活動の適正な推進及び研究活動上の不正行為を防止するための全学的な統括組織を構築した。今後、本事案と同様の事態を含め、研究活動上の不正行為を生じさせないよう、「研究倫理教育」をはじめとした取組を抜本的に強化し、着実に実施していく。

4. 配分機関が行った措置

本件は競争的資金による経費の支出がなく、かつ、平成 25 年に不正が行われた事案であることから、研究機関及び研究者に対する競争的資金の返還並びに研究者に対する競争的資金への申請及び参加資格の制限を行わない。

<基本情報>

研究分野： 人類学

特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局名、職名：

千葉大学環境健康フィールド科学センター 助教

調査委員会を設置した機関： 千葉大学

告発受理日： 平成 26 年 1 月 16 日

本調査の期間： 平成 26 年 3 月 11 日～平成 26 年 9 月 1 日

不服申立てに対する再調査の期間： 平成 26 年 10 月 22 日～平成 26 年 12 月 24 日

報告受理日： 平成 27 年 5 月 29 日

特定不正行為が行われた経費名： なし

藤女子大学文学部所属教員による不正行為（盗用）

1. 不正事案の概要

(1) 告発内容及び調査結果の概要

本件は、学外の研究者（以下「申立人」という。）から、本学文学部紀要に掲載された文学部所属の准教授（以下「被申立人」という。）の論文 2 報に、申立人と被申立人が研究分担者として参加する共同研究における現地調査の活動状況について、申立人がその成果として作成した「報告書」の文章を、申立人に無断で、被申立人の単独名義で 2014 年 2 月及び 2015 年 2 月に発行された「藤女子大学文学部紀要」（以下「本学紀要」という。）に公表したとの申立てを受けて、予備調査を開始し、その結果申立ての合理性を認め、本調査委員会を設け、関係する資料の精査及び研究者への聞き取りにより事実関係の調査を行った。

調査の結果、研究活動における不正行為である「盗用」が行われたものと認定した。

【申立人から申立てのあった不正の態様及び不正行為であるとする理由】

① 不正の態様

申立人が研究分担者として参加する共同研究における現地調査の活動状況について、申立人がその成果として作成した「報告書」の文章を盗用した疑い。

② 研究活動における特定不正行為であるとする理由

申立人が研究活動の成果として作成した報告書を無断で被申立人の成果として本学紀要に掲載し、その内容がほぼ同様な文章であることが認められたことは不正な行為であること。

(2) 藤女子大学における本調査の体制、調査方法、調査結果等について

① 本調査委員会における調査体制

8 名（内部委員 4 名、外部委員 4 名）

② 調査の方法等

1) 調査対象

ア) 対象研究者：文学部准教授

イ) 対象論文等：申立人から不正行為（盗用）の疑いがあると指摘のあった本学紀要 2 編

※1「藤女子大学文学部紀要」第 51 号（2014 年 2 月）、2「藤女子大学文学部紀要」第 52 号（2015 年 2 月）に掲載された論文 2 報

2) 調査方法

共同研究における申立人が執筆した「報告書」と、被申立人の二つの論文とを比較検証するとともに、申立人、被申立人及び共同研究代表者から聞き取り調査を行い、共同研究における「報告書」の取扱い等について確認した。

③ 本事案に対する本調査委員会の調査結果を踏まえた結論

申立人から研究活動における不正行為（「盗用」の疑い）があると指摘があった、「被申立人が本学紀要 2 編において発表した 2 論文」に関し、本調査委員会が実施した調査結果を踏まえた藤女子大学の結論は以下のとおり。

(結論)

調査の結果、被申立人の論文 2 報に、共同研究における申立人が執筆した「報告書」から広範囲にわたる無断流用が認められたことから、藤女子大学における規程及びガイドラインで定義する研究活動上の不正行為である「盗用」（他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること）が行われたものと認定した。

(認定理由)

本件不正行為は、共同研究として研究活動を遂行する中で、海外で行った実地調査の成果として、申立人が記録と感想を取りまとめた文章化した「報告書」を、被申立人が共同研究における共有資料として占有できるものとの錯誤によりなされたものであり、被申立人の研究倫理に関する重大な認識不足が背景にある。

複数の研究者による共同研究において、その活動の成果として共同研究者間で報告されたものであっても、他の研究者の文章を無断かつ適切な表示なく、被申立人自らが取りまとめたかのようにして流用していることから「盗用」と判断した。

(3) 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

「盗用」を認定した論文2報は、科学研究費補助金（基盤研究（B）、2012～2014年度）及び学術研究助成基金助成金（基盤研究（C）、2012年度～2014年度）の研究成果の一部とされているが、盗用とした論文2報に関連して支出された費用等はなかった。なお、盗用とした論文2報が掲載された本学紀要の発行に係る費用は、本学経常研究費より支出されているが、当該の費用及び論文の取下げに係る費用については被申立人に返還を求めないこととした。

2. 研究機関が行った措置

(1) 競争的資金等の執行停止等の措置

競争的資金等に直接の因果関係が認められる経費の支出はなかったが、競争的資金及び学内個人研究費について執行停止とした。

(2) 被通報者に対する藤女子大学の対応（処分等）

本調査委員会による本件不正行為に関する調査報告書を受け、平成27年9月16日、藤女子大学就業規則に基づき人事審査委員会を設置し、被申立人の懲戒事由の該当性等について審議し、平成27年9月30日付で被申立人を懲戒処分とした。

(3) 論文の取下げ

盗用とした論文2報について被申立人に取下げを勧告し、被申立人から取下げの申出を受けたことから、盗用論文掲載の紀要を、当該部分を欠頁として再印刷し、関係機関へ配布することとした。

3. 発生要因及び再発防止策

本件は、論文執筆に際して当然必要とされる手続（他の研究者の成果に対する使用許諾や適切な引用手続等）に関して、被申立人の研究倫理に関する重大な認識不足から生じたものであり、学内での研究者としての基本的な心構えが徹底されていなかったことによる。

藤女子大学としては、文部科学大臣により制定された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及びそれに則した本学の研究倫理に関する規程等の周知徹底を図り、研究活動上の不正行為に関する研修等による研究倫理教育を更に強化する。

4. 配分機関が行った措置

科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金について、盗用と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかったため、返還を求めるものではないが、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の成果として執筆された論文であることから、当該資金への申請及び参加資格の制限の対象となる。このため、資金配分機関である日本学術振興会において、資格制限に

ついて検討し、措置を講ずる予定である。

＜基本情報＞

研究分野： 社会学

特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局名、職名：

藤女子大学 文学部 准教授

調査委員会を設置した機関： 藤女子大学

告発受理日： 平成 27 年 5 月 20 日

本調査の期間： 平成 27 年 6 月 11 日～平成 27 年 8 月 27 日

不服申立てに対する再調査の期間： なし

報告受理日： 平成 27 年 10 月 22 日

特定不正行為が行われた経費名： 科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金

※盗用と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかった

電気通信大学共通教育部所属教員による不正行為（盗用）

1. 不正事案の概要

(1) 告発内容及び調査結果の概要

本件は、電気通信大学共通教育部教員（以下「調査対象者」という。）が発表した論文について、他者の論文を適切な引用なく流用している行為（盗用）があるとの申立文書の送付を受け、国立大学法人電気通信大学研究者倫理調査委員会（以下「研究者倫理調査委員会」という。）において、事実関係を確認するとともに、関係者への聞き取り調査及び書面調査を行ったものである。

調査の結果、研究活動における不正行為である「盗用」が行われたものと認定した。

【通報者から申立てのあった不正の態様及び特定不正行為であるとする理由】

① 不正の態様

調査対象者が他者の論文を適切な引用なく流用（盗用）した疑い。

② 研究活動における特定不正行為であるとする理由

- 1) 調査対象者が指導学生との共著論文（以下「調査対象論文」という。）において、他者の論文の文章が、当該他者の了解なく、また適切な引用表示なく 32 行にわたって流用されていること。
- 2) 調査対象者は、当該他者の論文の存在を知らながら適切な引用を怠って調査対象論文を作成したものと認められること。

(2) 電気通信大学における本調査の体制、調査方法、調査結果等について

① 「研究者倫理調査委員会」における調査体制

総括責任者（理事）を委員長とする 9 名（学内委員 7 名、学外有識者 2 名）

② 調査の方法等

1) 調査対象

ア) 調査対象者： 電気通信大学共通教育部 教授

イ) 調査対象論文： 調査申立者から不正行為（盗用）の疑いがあると指摘のあった論文

（注）電気通信大学懲戒処分の公表基準において、公表する内容は、「個人が識別されないものを基本とする」と規定されていることを踏まえ、論文名は非表示

2) 調査方法

調査申立者から申立てのあった調査対象論文の書面調査を行うとともに、調査対象者及び共著者である元指導学生に対するヒアリングを実施した。

③ 本事案に対する研究者倫理調査委員会の調査結果を踏まえた結論

調査申立者から研究活動上の不正行為の疑いがあるとして指摘があった、調査対象者が他者の論文を適切な引用なく流用（盗用）した疑いに関し、研究者倫理調査委員会が実施した調査結果を踏まえた電気通信大学の結論は以下のとおりである。

（結論）

「電気通信大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」に定める研究活動上の不正行為である「盗用」（他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為）が行われたものと認定した。

(認定理由)

- (1) 調査対象者が平成 25 年 3 月に発表した元指導学生との共著論文において、他者の論文の文章が、当該他者の了解なく、また適切な引用表示なく 32 行にわたって流用されていること。
- (2) 調査対象者及び元指導学生に対するヒアリングの結果、当該論文は、共著者である元指導学生の卒業論文に基づいて記述されたものであり、卒業論文には当該他者の論文が参考文献として明記されていることから、調査対象者は、指導教員として卒業論文に明記された当該他者の論文の存在を知りながら適切な引用を怠って調査対象論文を作成したものと認められること。
- (3) 研究者倫理調査委員会の調査結果（「盗用」と認定）に対し、調査対象者から書面により不服申立てがあったが、同書面の精査、ヒアリングを実施するなど、改めて審査を行ったが、「盗用」の認定を覆す具体的な根拠がなかったこと。

(3) 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

「盗用」を認定した論文の作成過程において、直接因果関係が認められる経費の支出はなかった。

2. 研究機関が行った措置

(1) 競争的資金等の執行停止等の措置

競争的資金等因果関係が認められる経費の支出はなかったことから、執行停止等の措置は講じていない。

(2) 被通報者に対する電気通信大学の対応（処分等）

研究活動上の不正行為（盗用）と認定された論文に関し、第一著者として責任を負うべき者である調査対象者の処分等の審査を行い、電気通信大学就業規則第 38 条に基づき訓告を行うとともに、論文の取り下げを勧告した。

（処分等の審査）平成 27 年 6 月 12 日～平成 27 年 10 月 28 日

(3) 論文の取下げ

調査対象者の不正行為が認定された論文は、調査対象者の申出により既に取り下げられていることを確認した。

3. 発生要因及び再発防止策

研究者倫理調査委員会における調査結果に鑑みると、調査対象者において、研究者としての行動規範に関する理解が不足していたことが原因と言わざるを得ない。

電気通信大学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）を踏まえ、学長のリーダーシップの下、不正防止のための全学的組織体制の再構築、教職員向けパンフレットによる周知啓発活動、e-Learning プログラムによる研究倫理教育の充実、剽窃検知・独自性検証ツールの組織的活用による事前チェックの強化などを通じて不正行為の再発防止の徹底に取り組んでいく。

4. 配分機関が行った措置

本件は競争的資金による経費の支出がなく、かつ平成 24 年に不正が行われた事案であることから、研究機関及び研究者に対する競争的資金の返還並びに研究者に対する競争的資金への申請

及び参加資格の制限を行わない。

<基本情報>

研究分野： 語学教育

特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局名、職名：電気通信大学 共通教育部 教授

調査委員会を設置した機関： 電気通信大学

告発受理日： 平成 26 年 4 月 22 日

本調査の期間： 平成 26 年 6 月 13 日～平成 26 年 11 月 14 日

不服申立てに対する再調査の期間： 平成 26 年 12 月 18 日～平成 27 年 6 月 2 日

報告受理日： 平成 27 年 10 月 28 日

特定不正行為が行われた経費名： なし

福岡教育大学教育学部所属教員による不正行為（盗用）

1. 不正事案の概要

(1) 告発内容及び調査結果の概要

本件は、平成 26 年 5 月 9 日に独立行政法人日本学術振興会からの文書「告発等に係る事案依頼について」（以下、「本依頼文書」という。）を受けて、国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止規程（以下、「規程」という。）第 7 条に基づき、国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置し、調査委員会において、事実関係を確認するとともに、関係資料の収集・精査及び関係者への聞き取り調査を行ったものである。

調査の結果、3 編の論文（論文 1～論文 3（下記「2. (2) 1) 調査対象」参照））について研究活動における不正行為である「盗用」が行われたものと認定した。

更にその後、福岡教育大学として、本依頼文書における指摘論文以外の当該教授の過去の論文等について、追加調査が必要であると判断し、調査対象者が作成した論文のうち、疑義が認められた論文 2 編及び著書 1 点を調査対象として、事実関係を確認するとともに、関係資料の収集・精査及び関係者への聞き取り調査を行った。

追加調査の結果、2 編の論文（論文 4、論文 5（下記「2. (2) 1) 調査対象」参照））について研究活動における不正行為である「盗用」が行われたものと認定した。

【調査申立者から申立てのあった不正の態様及び不正行為であるとする理由】

① 不正の態様

- 1) 他者の英語論文から、無断引用（盗用）があるとの疑い。
- 2) 学生の卒業論文から、無断引用（盗用）があるとの疑い。
- 3) 他者の論文から適切な引用表示なく、流用したとの疑い。

② 研究活動における特定不正行為であるとする理由

- 1) 他者の英語論文から適切な引用表示なく、論文 1 については 36 箇所（のべ 437 行）、論文 3 については 5 箇所（のべ 49 行）にわたって流用していること。
- 2) 学生の卒業論文から適切な引用表示なく、論文 2 及び論文 4 において自己の論文として執筆していること。
- 3) 他者の論文から適切な引用表示なく、論文 5 において 4 箇所（のべ 21 行）にわたって流用していること。

(2) 福岡教育大学における本調査の体制、調査方法、調査結果等について

① 調査委員会における調査体制

9 名（内部委員 7 名、外部委員 2 名）

② 調査の方法等

1) 調査対象

ア) 調査対象者：教育学部 教授

イ) 対象論文等：本依頼文書で指摘のあった 3 論文（以下 1～3）及び当該教授が過去に執筆した論文のうち、追加調査において、研究活動の不正に関する疑義が認められた 2 論文及び著書 1 点（以下 4～6）

1) 出典：福岡教育大学紀要、第 60 号、第 5 分冊、55-69（2011）（以下、「論文 1」）

2) 出典：福岡教育大学紀要、第 61 号、第 5 分冊、45-56（2012）（以下、「論文 2」）

- 3) 出典：福岡教育大学紀要、第 62 号、第 5 分冊、103-110（2013）（以下、「論文 3」）
- 4) 出典：福岡教育大学教育実践研究、第 21 号、127-133（2013）（以下、「論文 4」）
- 5) 出典：福岡教育大学紀要、第 59 号、第 5 分冊、45-56（2010）（以下、「論文 5」）
- 6) 出典：共著『体育・スポーツ史にみる戦前と戦後』、道和書院、216-236、（2013）（以下、「著書」という。）

2) 調査方法

本依頼文書に同封されていた、調査依頼書（告発状）に記載のある指摘及び調査委員会委員による指摘、当該教授への聞き取り調査を含め、規程第 2 条第 2 号に規定する「研究活動上の不正行為」の認否について調査した。

③ 本事案に対する本調査委員会の調査結果を踏まえた結論

本依頼文書に同封されていた、調査依頼書（告発状）で、研究活動における不正行為（「盗用」の疑い）があると指摘があった、福岡教育大学紀要において発表した 3 論文、追加調査により研究活動における不正行為（「盗用」の疑い）の疑義が持たれた福岡教育大学紀要において発表した 2 論文及び著書 1 点に関し、本調査委員会が実施した調査結果を踏まえた福岡教育大学の結論は以下のとおりである。

（結論）

調査の結果、論文 5 編（論文 1～論文 5）について、「盗用」（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること）が行われたものと認定した。

（認定理由）

- 1) 他者の英語論文から、論文 1 及び論文 3 へ無断引用（盗用）があるとの疑いについて
論文 1 及び論文 3 の指摘箇所は、他者の英語論文の対応箇所を和訳したものの疑念を否定できず、たとえ、当該教授が当該英語論文（原典）を入手し、その内容を吟味した上で作成していたとしても、当該英語論文の著者らの記述（引用部分）を適切な表示なく、論文 1 の 36 箇所（のべ 437 行）と論文 3 の 5 箇所（のべ 49 行）において、流用していること。
- 2) 福岡教育大学卒業生の卒業論文から、論文 2 及び論文 4 への無断引用（盗用）があるとの疑いについて
当該教授が研究の構想や論文の執筆過程で学生の指導等に多分に関与していたとしても卒業論文として執筆されたものは当然に執筆した学生のものであり、論文 2 及び論文 4 において、卒業論文からの引用を適切に表示せずに自己の論文として執筆したこと。
- 3) 論文 5 への適切な引用がなされていないとの疑いについて
論文 5 の 4 箇所において、オリジナルの議会報告書（原典）からの引用ではなく、他者の論文からの無断引用が行われたとの疑念を否定できず、たとえ、当該教授が他者の論文の元になった議会報告書（原典）を入手し、その内容を吟味した上で作成していたとしても、引用部分を適切な表示なく 4 箇所（のべ 21 行）にわたって流用していること。

また、福岡教育大学の規程において不正行為とは定義していないものの、論文 1 編（論文 4）については「不適切なオーサーシップ」、著書 1 点については「二重投稿」に当たる不適切な行為と結論付けた。

- 1) 自著書に論文 5 の再掲であることを明示することなく、ほとんどそのまま掲載されていることについて

初出の論文を明記せずに自著書に論文を再掲する行為はいわゆる「二重投稿」に相当し、

研究業績を積み増す意図があったと取られても致し方ない行為である。福岡教育大学が定める研究活動上の不正行為に当たらないにしても、二重投稿に当たる。

2) 論文4のファーストオーサーが当該論文の執筆活動を行っていないことについて

論文の執筆活動を行っていない者をファーストオーサーに置いていることは、福岡教育大学が定める研究活動上の不正行為に当たらないにしても、不適切なオーサーシップに当たる。なお、当該論文におけるファーストオーサーについては、当該教授が当該論文の全てを執筆していることが調査により明らかであり、また本学の教員でないため、責任は問わないことと判断した。

④ 不服申立て及び再調査結果

1) 不服申立ての概要

平成26年11月25日の調査委員会における調査結果を踏まえ、同年12月2日に不正認定した事案(論文1～論文3)について、平成26年12月12日に不服申立て文書の提出があり、平成27年1月6日に再調査の実施を決定した。

また、平成27年10月16日の調査委員会における追加調査結果を踏まえ、同年10月19日に不正認定した事案(論文4、論文5)についても、平成27年10月29日に不服申立て文書の提出があり、平成27年10月30日に不服申立てを棄却した。

2) 平成26年12月12日の不服申立てに係る再調査結果

不服申立て内容について、調査委員会において2回にわたって再調査した結果、不正認定を覆すだけの事実内容は見いだされず、研究活動上の不正行為である「盗用」と判断された。

(3) 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

「盗用」を認定した論文5編のうち4編は、科学研究費補助金2件(基盤研究(C)、平成21年度～平成23年度)(基盤研究(C)、平成22年度～平成25年度)の研究成果の一部とされているが、これらの論文4編の作成過程において、当該補助金を含め、その他の経費においても直接因果関係が認められる経費の支出はなかった。

2. 研究機関が行った措置

(1) 競争的資金等の執行停止等の措置

当該教授が受給していた競争的資金については、調査が終了する前の平成26年度に終了していたので執行停止等の措置は講じていないが、学内で予算措置する教育研究費については、「国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止規程」に基づき、平成27年11月9日付けで執行停止とした。

(2) 被通報者に対する福岡教育大学の対応(処分等)

本調査委員会による本件不正行為に関する調査報告書を受け、平成27年11月9日に懲戒等審査会を設置し、当該教授の懲戒事由の該当性等について現在審査を行っている。

(3) 論文の取下げ

盗用と認定した論文5編全てが学内で発行された紀要等であるため、大学として取下げ扱いとし、紀要等の発送先にはその旨の通知文書を発出する予定である。

3. 発生要因及び再発防止策

本件は、当該教授の研究者倫理の欠如がもたらした事態であると考え。加えて、大学紀要において、論文のチェック体制が構築されていなかったことも要因のひとつと考える。

以上のことから、今回の不正事例も取り入れた新たな福岡教育大学独自の研究倫理教育の教材開発を行い、全教員及び大学院生に対して研究倫理教育を徹底する。また、大学紀要については、ピア・レビュー形式による査読制度を構築する。最後に、「二重投稿」や「不適切なオーサーシップ」のいわゆる研究活動上の不適切な行為についても、福岡教育大学では、研究活動上の不正行為として取り扱うために規程の改正を行う。

4. 配分機関が行った措置

科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金について、盗用と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかったため、返還を求めるものではないが、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の成果として執筆された論文であることから、当該資金への申請及び参加資格の制限の対象となる。このため、資金配分機関である日本学術振興会において、資格制限について検討し、措置を講ずる予定である。

<基本情報>

研究分野： 身体教育学

特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局名、職名： 福岡教育大学 教育学部 教授

調査委員会を設置した機関： 福岡教育大学

告発受理日： 平成 26 年 5 月 9 日

本調査の期間： 平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 11 月 25 日

(追加調査の期間) 平成 27 年 4 月 22 日～平成 27 年 10 月 16 日

不服申立てに対する再調査の期間： 平成 27 年 1 月 6 日～平成 27 年 3 月 16 日

報告受理日： 平成 27 年 10 月 30 日

特定不正行為が行われた経費名： 科学研究費補助金

※盗用と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかった

早稲田大学商学学術院所属教員による不正行為（盗用）

1. 不正事案の概要

(1) 告発内容及び調査結果の概要

本件は、平成 26 年 7 月に早稲田大学商学学術院准教授（以下、「被通報者」という。）の論文 4 編が早稲田大学商学研究科専門職課程修了生（以下、「修了生」という。）3 名の専門職学位論文等の著作権を侵害している旨の通報を受け、商学研究科による予備調査（同年 8 月～9 月）の後、学術研究倫理委員会（以下、「倫理委員会」という。）に調査委員会を設置し、専門職学位論文との比較調査、被通報者及び修了生からの聞き取り調査等により事実関係の調査を行ったものである。調査等の結果、著作権の侵害（盗用）が行われたものと認定した。

【通報者から申立てのあった不正の態様及び特定不正行為であるとする理由】

① 不正の態様

被通報者が執筆・公表した論文 4 編について、修了生 3 名の専門職学位論文及び共著論文 3 編（うち 2 編は未公表）の著作権を侵害（盗用）した疑い。

② 研究活動における特定不正行為であるとする理由

被通報者が執筆した論文と修了生の専門職学位論文及び共著論文との間に同一ないし類似する箇所が存在し、かつ、その出典を明示していないこと。

(2) 早稲田大学における本調査の体制、調査方法、調査結果等について

① 調査委員会における調査体制

5 名（内部委員 4 名、外部委員 1 名）

② 調査の方法等

1) 調査対象

ア) 対象研究者：早稲田大学商学学術院准教授

イ) 対象論文等：通報者から著作権の侵害（盗用）の疑いがあるとの指摘があった論文 4 編

※『日本経営学会誌』32 号、2013 年 11 月 20 日

『日本経営学会誌』33 号、2014 年 6 月 15 日

『早稲田国際経営研究』45 号、2014 年 3 月 31 日（2 編）

2) 調査方法

被通報者が執筆・公表した論文 4 編と被通報者が指導した修了生 3 名の専門職学位論文及び共著論文 3 編（うち 2 編は未公表）とを比較調査するとともに、被通報者及び修了生 3 名からの聞き取り調査、被通報者から提出された上申書及び被通報者代理人である弁護士から提出された意見書の検討を行った。

③ 本事案に対する調査委員会の調査結果を踏まえた結論

通報者から著作権の侵害（盗用）の疑いがあると指摘があった被通報者が執筆・公表した論文 4 編に関し、調査委員会が実施した調査結果を踏まえた早稲田大学の結論は以下のとおり。

(結論)

早稲田大学の「研究活動に係る不正防止に関する規程」で定義する研究活動における不正行為である「著作権の侵害」（出典を明示又は明確にしないで、他人の作成したデータや文章を引用し、又は、要約を作成することその他他人が発表した試資料等を盗用するこ

と)が行われたものと認定した。

(認定理由)

- 1) 被通報者は、専門職学位論文及び共著論文の著者である修了生の許諾を得ずに、自己の単著論文として執筆し公表していること。
- 2) 被通報者が執筆・公表した単著論文には、修了生の専門職学位論文及び共著論文における図表（各論文につき複数箇所）・記述（各論文につき複数箇所）と同一ないし類似する箇所が存在し、かつ、その出典が明示されていないこと。

(3) 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

「著作権侵害（盗用）」を認定した論文に関する研究過程において、競争的資金等の経費の支出はなかった。

2. 研究機関が行った措置

(1) 競争的資金等の執行停止等の措置

競争的資金等の経費の支出はなかったことから、執行停止等の措置は講じていない。

(2) 被通報者に対する早稲田大学の対応（処分等）

調査委員会による不正行為に関する調査報告書を受け、平成 27 年 9 月に「早稲田大学教員の表彰及び懲戒に関する規程」に基づき査問委員会を設置し、被通報者の懲戒事由の該当性等について審議し、同年 11 月 13 日付で被通報者に停職 4 か月の懲戒処分を課した。

3. 発生要因及び再発防止策

被通報者が論文の執筆に際して、他の研究者や学生の成果に対する使用許諾や適切な引用手続等に関する被通報者の認識不足から生じたことによる。

早稲田大学においては、平成 27 年度より「学術研究倫理に係るガイドライン」及び「研究活動に係る不正防止に関する規程」に基づき、所属するすべての教員・研究者に対して「研究倫理に関する教育プログラム」を実施しており、独自に作成した動画コンテンツや e-ラーニング講座の受講を義務づけ、理解度確認のためのテストを課すとともに、「研究倫理に関するセミナー」を実施しているところである。

早稲田大学は今回の事案を真摯に受け止め、研究倫理教育を専門とする教員の増員を含めたプログラムの充実を図るとともに、具体的なケースに即した実践的な研究倫理教育、例えば、教員が指導をした学生の研究業績を自己の研究の一部として使用する際に厳守すべき研究倫理上の原則を徹底するなど、教員・研究者及び学生に向けた研究不正防止への取り組みを更に強化していく。また、これらの大学全体の取組に加え、商学大学院では、所属教員全員に対して研究不正防止の特別プログラムを企画し実施する。

4. 配分機関が行った措置

本件は競争的資金による経費の支出がなく、かつ平成 25 年、平成 26 年に不正が行われた事案であることから、研究機関及び研究者に対する競争的資金の返還並びに研究者に対する競争的資金への申請及び参加資格の制限を行わない。

<基本情報>

研究分野： 経営学

特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局名、職名： 早稲田大学 商学学院 准教授
調査委員会を設置した機関： 早稲田大学
告発受理日： 平成 26 年 9 月 19 日
本調査の期間： 平成 26 年 11 月 19 日～平成 27 年 2 月 19 日
不服申立てに対する再調査の期間： なし
報告受理日： 平成 27 年 11 月 12 日
特定不正行為が行われた経費名： なし

大阪産業大学工学部所属教員による不正行為（盗用）

1. 不正事案の概要

(1) 告発内容及び調査結果の概要

大阪産業大学工学部准教授を第1著者とする「環境システム計測制御学会誌」掲載論文に、他者の論文3編から論文内容を盗用した疑いがあることが、大阪産業大学の教員昇格審査の過程で発覚し、大阪産業大学の調査委員会及び研究倫理委員会において、関係する研究者への聞き取り調査等により事実関係の調査を行った。

調査の結果、研究活動における特定不正行為である「盗用」が行われたものと認定した。

【発覚した研究不正の態様及び特定不正行為であるとする理由】

① 不正の態様

大阪産業大学工学部准教授を第1著者とする「環境システム計測制御学会誌」掲載論文が、他者の論文3編から論文内容を盗用した疑い。

② 研究活動における特定不正行為であるとする理由

調査対象論文において、3編の他者の論文から適切な引用表示なく、32箇所において本文及び図表をそのまま、又は一部を修正し盗用していること。

(2) 大阪産業大学における本調査の体制、調査方法、調査結果等について

① 「調査委員会」における調査体制

5名（内部委員5名※）

※文部科学省の作成した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく学内規程が未整備であったため、学長から工学部長に対して学内有識者で組織する調査委員会の設置を指示。

② 調査の方法等

1) 調査対象

ア) 対象研究者：大阪産業大学工学部准教授（第1著者）

大阪産業大学工学部非常勤講師（第2著者）、その他著者2名

イ) 対象論文等：「環境システム計測制御学会誌」掲載論文1報

2) 調査方法

教員昇格審査過程で盗用の疑いが発覚した論文について、盗用された疑いがある論文との比較による調査を行うとともに、盗用の疑いが発覚した論文の著者について、ヒアリング調査等を実施した。

③ 本事案に対する調査委員会及び研究倫理委員会の調査結果を踏まえた結論

教員昇格審査過程で盗用の疑いが発覚した調査対象論文に関し、大阪産業大学の結論は以下のとおりである。

(結論)

調査の結果、調査対象論文について、「盗用」（他の研究者のメディア、分析・解析方法、データ、研究成果又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること）が行われたものと認定した。

(認定理由)

・調査対象論文において、3編の他者の論文から適切な引用表示なく、32箇所において

本文及び図表をそのまま、又は一部を修正し流用していること。

- ・第1著者の大阪産業大学工学部准教授については、当該論文を第2著者に任せて本人は作成に関与せず取りまとめだけを行ったと主張していること、当該論文に係る研究記録等が存在しないことから、論文盗用に直接関与したとする確証には至らなかった。しかしながら、論文の盗用に関与していないとしても、研究記録等が存在せず、内容を確認できていない論文の第1著者として論文投稿をする行為が問題であり、さらに、論文に関係のない者を著者に加えたことを含め、盗用が行われた論文の第1著者として責任があると判断する。

(第1著者以外の著者の関与について)

- ・第2著者の大阪産業大学工学部非常勤講師については、本人は論文の作成に関与していないとの主張を行ったが、第1著者との査読審査における電子メールのやり取りから、当該論文の作成及び論文盗用に関わった疑いがあり、調査委員会及び研究倫理委員会ではヒアリング時に主張した内容に疑念はあるが、盗用を行った確証を得ることができず、盗用に関与したと判断するに至らなかった。
- ・その他の著者2名については、論文盗用に関与していないと判断した。

(3) 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

当該不正行為に関連する競争的資金の支出はなく、また、大学の基盤的経費についても当該不正行為に関連する支出はなかった。

2. 研究機関が行った措置

(1) 競争的資金等の執行停止等の措置

競争的資金等直接の因果関係が認められる経費の支出はなかったことから、執行停止等の措置は講じていない。

(2) 第1著者に対する大阪産業大学の対応（処分等）

調査委員会及び研究倫理委員会の不正行為に関する調査報告書を受け、大阪産業大学就業規則に基づく懲戒委員会を設置し、当該論文の第1著者である工学部准教授に対する不利益処分事由の該当性について審議した結果及び大阪産業大学としての対応は以下のとおりである。

審議の結果を踏まえ、大阪産業大学は、当該論文の第1著者である工学部准教授を「降格」相当とすることとした。

なお、懲戒委員会の審査途中において、第1著者である准教授から、退職願が提出されたため、大学としてこれを受理した。

また、盗用が認定された論文の第2著者である工学部非常勤講師については、当該不正行為への関与とは別に、調査過程において履歴事項及び研究実績に詐称の疑いが生じ、別途、経歴詐称について調査を行ったところ履歴事項及び研究業績に詐称が判明した。その後、当該人から退職届が提出されたため、大学としてこれを受理した。

(3) 論文の取下げ

不正行為が認定された1編の論文について、既に第1著者である准教授の申出により既に取り下げられたことを確認した。また、盗用元の3編の論文の著者及び機関に対して、発覚した研究活動における不正行為について説明し、謝罪を行った。

3. 発生要因及び再発防止策

大阪産業大学においては、研究倫理規程は平成 24 年 4 月に施行されたが、それまでの研究活動における不正行為については、研究者個々の良識に任せ、大学として学内における研究倫理に対する取り組みが行われていなかったことが要因である。

また、研究データの保存について学内の取決めがなかったことが、調査における細部にわたる原因の究明ができなかった要因であると考ええる。

大阪産業大学は、平成 27 年度より、競争的資金による研究費の配分を受けている研究者及び競争的資金の管理を行う事務職員に対して説明会を実施するとともに、学内研究者全員と競争的資金の管理を行う事務職員に研究倫理に係る E ラーニング教育の受講を義務付けた。

さらに、今回の研究活動における不正行為があったことを真摯に受け止め、「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日、文部科学大臣決定）に基づき、学生を含む学内研究者全てに対する研究倫理教育の実施や研究データの保存についての取決めを含む、更なる学内規程の整備を行い、新たに研究活動における不正行為防止を含む業務を行う研究推進部署の設置を検討し、規程に定めた研究活動における不正行為を起さない取組を着実に実施していく。

4. 配分機関が行った措置

本件は競争的資金による経費の支出がなく、かつ、平成 15 年に不正が行われた事案であることから、研究機関及び研究者に対する競争的資金の返還並びに研究者に対する競争的資金への申請及び参加資格の制限を行わない。

< 基本情報 >

研究分野： 環境学

特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局名、職名： 大阪産業大学工学部 准教授

調査委員会を設置した機関： 大阪産業大学

告発受理日： 平成 27 年 3 月 30 日（発覚日）

本調査の期間： 平成 27 年 4 月 13 日～平成 27 年 5 月 22 日

不服申立てに対する再調査の期間： なし

報告受理日： 平成 27 年 12 月 1 日

特定不正行為が行われた経費名： なし

皇学館大学現代日本社会学部所属教員による不正行為（盗用）

1. 不正事案の概要

(1) 告発内容及び調査結果の概要

本件は、平成 27 年 3 月 1 日付けで、出版社のホームページに、皇学館大学現代日本社会学部教授（以下、「同教授」という）による著作に「剽窃（ひょうせつ）」が認められたため絶版とする旨の告知がなされたことに端を発する。当告知に関し、平成 27 年 3 月 2 日に学外者から指摘があり、大学はこれを公益通報として受け付け、直ちに調査を行うこととした。更に調査の過程において、当該事案以外にも、同教授による研究活動上の不正（盗用）を疑う事案が認められたため、これについて追加調査を行った。

調査の結果、研究活動における不正行為である「盗用」が行われたものと認定した。

【通報者から申立てのあった不正の態様及び特定不正行為であるとする理由】

① 不正の態様

同教授が、他者の論文を適切な引用なく流用（盗用）した疑い。

② 研究活動における特定不正行為であるとする理由

論文 5 編及び書籍 2 冊、箇所数にして 35 箇所、そのうちの 1 編の論文に至っては、同一の著作類から、複数ページにわたり断続的に約 42 行分を、適切な引用なく流用していること。

(2) 皇学館大学における本調査の体制、調査方法、調査結果等について

① 「公益通報の事象に関する調査委員会」における調査体制

内部委員 8 名

※研究活動における不正行為防止等に関する規程が未整備であったため、公益通報規程により対応。

② 調査の方法等

1) 調査対象

ア) 調査対象者：現代日本社会学部 教授

イ) 対象論文等：公益通報により指摘のあった同教授の著書（以下の<6>）、及び、研究活動上の不正（盗用）を疑う事案が認められた論著（以下の<1>～<5>、<7>）。

<1> 『社会福祉学』掲載論文

<2> 『最新社会福祉学研究』掲載論文

<3> 『福祉文化研究』掲載論文

<4> 『日本学論叢（ろんそう）』掲載論文

<5> 書籍 1

<6> 書籍 2

<7> 学位論文

2) 調査方法

ア) 本人からの聴き取り

事実関係について、当人の見解を聞き取り、必要に応じて関係資料の提供を受けた。

イ) 書面調査

当該研究活動にかかる書籍、論文等と、盗用元であることが疑われる書籍、論文等とを対比し、評価した。

盗用元と疑われる書籍、論文等の特定に当たっては、専門分野が近似する委員が関係書籍・論文を精読し、先行研究との類似性などを点検し、あわせて、盗用を検出するアプリケーションソフトを利用し、全文をチェックした。出版社が認定した「剽窃(ひょうせつ)」にかかわる書籍については、原著者の手紙の写しを同教授より入手し、原著者の見解も参考とした。

③ 本事案に対する公益通報の事象に関する調査委員会の調査結果を踏まえた結論

調査委員会の後、懲戒審査委員会を招集し、以下のとおり判断した。

(結論)

調査の結果、調査対象論文5編及び書籍2冊、箇所数にして35箇所において、「盗用」(他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること)が行われたものと認定した。

(認定理由)

- (1) 盗用を認定した事案には、参考文献として明示することもないまま、他者の考察を、独自の見解であるかのように披露しているものが存在する。
- (2) 論文5編及び書籍2冊(学位請求論文を含む)、箇所数にして35箇所、『最新社会福祉学研究』掲載論文に至っては、同一の著作類から、複数ページにわたり断続的に約42行分を引き写しており、これらすべてが「不注意」によって引き起こされたとは考えにくい。
- (3) 大学教員が、学生に対して、論文執筆に際しての遵守事項を指導することは通常であり、その中でも、「他者の知見と自らの論を明確に分かたず表現することは厳に慎むべき」といった事項は、基本的なこととして言及される「常識」といえる。当然、同教授がこの認識に欠けることはあり得ず、前項(2)の判断も踏まえ、いずれの事象も無自覚になされたものではなく、明らかに故意をもってなされたと理解するのが自然である。

※ 懲戒審査委員会は、この判断をもって、同教授に懲戒処分を科すこととし、その理由を明示した。懲戒処分について異議のあるときは、本人は学長等を通じて、発令の日から2週間以内に理事長に対して異議の申立てをすることができる定めであるが、特に異議なく受諾された。

(3) 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

盗用があったと結論付けたもののうち、科研費に基づく研究活動上の実績として挙げられている著書が存在するが、これも含め、「盗用」を認定した著書・論文の作成過程において、科研費や基盤的経費と直接因果関係が認められる経費の支出はなかった。

2. 研究機関が行った措置

(1) 競争的資金等の執行停止等の措置

学校法人皇学館賞罰規程により、停職3か月(期間:平成27年6月1日~同8月31日)の処分とした。(平成27年6月1日発令)

(2) 論文の取下げ勧告

「盗用」を認定した論文等について、取下げを勧告することとした。これに伴い、自らの研究業績(著書、論文等)について、訂正を行わせることとした。

3. 発生要因及び再発防止策

本学における研究不正防止体制は、平成26年5月26日に「皇学館大学研究倫理規程」が制定されるまで、具体的な指針を持たないまま、研究者の学問的良心と当該学会での切磋琢磨（せつさたくま）に信をおき運営がなされてきたと言える。そういった環境下、同教員の不正は、研究に関する規範意識に緩みという個人的要因と相まって成されたものである。

本学は、平成26年8月26日文科科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、平成27年4月1日に「皇学館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程」を制定した。同規程で定める管理運用体制は、最高管理責任者である学長のもと、コンプライアンス推進責任者である各学部長、各研究科長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、学生支援部長、研究開発推進センター事務部長が、研究倫理教育責任者を兼ね、研究倫理教育に責任を持つ。今後は、この体制をもって、不正行為の防止を徹底する。その他、以下のような取組をもって教員の規範意識の向上を図る。

- 1) CITI Japan の e-ラーニング教材を導入。
- 2) 日本学術振興会作成の「科学者の行動規範」に基づく研修プログラムや『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得―』（通称「グリーンブック」）の活用。
- 3) 盗用を検出するアプリケーションソフトウェアを追加導入。
- 4) 本学全教員の研究業績の一覧が確認できる「研究教育業績データベース」を更改し、不正に関する相互チェック体制の強化を図る。
- 5) 特に高い倫理性をもって諸活動に精励する教員は称揚し、及び、不正には厳正に対処するための規程整備を行う。

4. 配分機関が行った措置

科学研究費補助金学術研究助成基金助成金について、盗用と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかったため、返還を求めるものではないが、科学研究費補助金学術研究助成基金助成金の成果として執筆された論文であることから、当該資金への申請及び参加資格の制限の対象となる。このため、資金配分機関である日本学術振興会において、資格制限について検討し、措置を講ずる予定である。

<基本情報>

研究分野： ボランティア、社会福祉援助技術

特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局名、職名： 皇学館大学現代日本社会学部 教授

調査委員会を設置した機関： 皇学館大学

告発受理日： 平成27年3月2日

本調査の期間： 平成27年3月3日～平成27年5月28日

不服申立てに対する再調査の期間： なし

報告受理日： 平成27年12月25日

特定不正行為が行われた経費名： 科学研究費助成事業学術研究助成基金助成金

※盗用と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかった

滋賀医科大学医学部所属教員による不正行為（盗用・改ざん）

1. 不正事案の概要

（1）告発内容及び調査結果の概要

本件は、医学部教員の原著論文の内容が教え子の大学院修士課程修了生の修士論文に酷似しており、盗用・改ざんに当たるのではないかとの申立て（匿名希望）があったことを受け、国立大学法人滋賀医科大学の研究活動不正行為本調査委員会（以下「本調査委員会」という。）において、関係資料の収集・精査及び関係者への聞き取り調査を行ったものである。

調査の結果、研究活動における不正行為である「盗用」及び「改ざん」が行われたものと認定した。

【申立者から申立てのあった不正の態様及び特定不正行為であるとする理由】

① 不正の態様

被申立者が、大学院修士課程修了生の修士論文から盗用するとともに、調査期間に示されている年月を改ざんした疑い。

② 研究活動における特定不正行為であるとする理由

- 1) 盗用：被申立者が単著で学会誌へ投稿した原著論文の論述や数値データが大学院修士課程修了生の修士論文のものとほぼ同一であること。
- 2) 改ざん：修士論文作成者が収集した調査データの期間と当該論文の調査期間に示されている年月が食い違っており、調査期間の年月を変更していること。

（2）滋賀医科大学における本調査の体制、調査方法、調査結果等について

① 「調査委員会」における調査体制

6名（内部委員3名、外部委員3名）

② 調査の方法等

1) 調査対象

- ア) 調査対象研究者：医学部 教授
- イ) 調査対象論文等：申立者から不正行為（盗用・改ざん）の疑いがあると指摘のあった学会誌掲載の原著論文

2) 調査方法

申立てにより指摘のあった調査対象論文とその論文の基になったとされる修士論文について書面調査（比較検証）を行うとともに、修士論文作成者に対する聞き取り調査（意見聴取）、被申立者に対する文書による照会、及び被申立者に対する聞き取り調査（意見聴取）などを実施。

③ 本事案に対する調査委員会の調査結果を踏まえた結論

申立てにより研究活動における不正行為（盗用・改ざん）の疑いがあると指摘があった調査対象論文に関し、本調査委員会が実施した調査結果を踏まえた結論は以下のとおりである。

（結論）

調査対象論文において、国立大学法人滋賀医科大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程に定める不正行為の「盗用」（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用するこ

と)、及び「改ざん」(研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること)が行われたものと認定した。

(認定理由)

○「盗用」について、次の3点があげられる。

- 1) 被申立者が平成24年12月20日に単著で学会誌へ投稿した原著論文(調査対象論文)とその論文の基になったとされる修士論文を比較検証した結果、調査対象論文の論述や数値データが修士論文のものとほぼ同一(約95%)であり、修士論文から31箇所373行、及び被申立者に提出された修士論文草稿から2箇所3行にわたって流用されている。
- 2) 被申立者は、単著の原著論文とした理由について、「修士論文作成者と連絡が取れなかったため、共同研究者としての立場で判断し、単著で投稿した」と説明しているが、被申立者及び修士論文作成者からの意見聴取の結果、修士論文作成者が修士論文作成に当たって一人でデータの収集や解析を行ったと認められ、論文作成に必要な情報の共有はできていなかった。当該研究に実質的な関与がないにも関わらず、単著の原著論文として投稿している。
- 3) 被申立者は、修士論文作成者に連絡が取れなかったと説明しているが、被申立者及び修士論文作成者からの意見聴取の結果、修士論文作成者への連絡及び承諾を得る努力をしたとは認められず、修士論文を安易に無断使用している。

○「改ざん」については、次の点があげられる。

- 1) 調査対象論文は、修士論文作成者が収集した調査データをそのまま用いて作成されたにも関わらず、当該論文の調査期間に示されている年月と実際のデータ収集期間が食い違っており、被申立者への意見聴取の結果、この調査期間に実際にデータ収集が行われた事実はなく、調査期間の年月を真正でないものに変更している。

○その他、重大な懸念事項として以下の不適切な行為が認められた。

- 1) 調査対象論文と修士論文は研究協力施設から収集した同じデータを解析した結果から導き出されたものであり、二つの論文に示されている結論もほぼ同じである。しかし、調査対象論文と修士論文に記載されている統計解析図には顕著な相違がみられる。被申立者への意見聴取の結果、調査対象論文の統計解析図は、修士論文の最も重要となる回帰分析の結果を本文中から削除し、相関関係の解析結果に基づいた図が作成され、本来の重回帰分析の結果を踏まえた結論との間に齟齬(そご)が生じたものと認められた。図が不適切に変更されたことは、科学論文として非常に問題である。
- 2) 被申立者の本件行為は、修士論文作成者の努力に敬意を払うことなく、研究成果を公表する上でのオーサーシップ・ルールを無視し、かつ、研究成果公表の公益性を理由として教え子の論文を盗用し自らの原著として発表している。被申立者の本件行為は、研究倫理規範を逸脱する不適切なものであっただけでなく、大学院生の研究指導に当たる教育者として、信義にもとる倫理違反があったものと認められた。

(3) 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

盗用・改ざんに当たる調査対象論文の作成過程において、直接の因果関係がある経費の支出はなかった。

2. 研究機関が行った措置

(1) 競争的資金等の執行停止等の措置

競争的資金等因果関係が認められる経費の支出はなかったことから、執行停止等の措置は講じていない。

(2) 被通報者に対する滋賀医科大学の対応（処分等）

本調査委員会及び研究行動規範委員会の不正行為に関する調査報告書を受け、教職員就業規則及び教職員懲戒規程に基づき審査を行い、懲戒処分とした。

(3) 論文の取下げ

盗用・改ざんと認定された調査対象論文については、社会へ与える影響を考慮し、被申立者へ取下げを勧告し、被申立者はそれを受けて、関係学会に対し「撤回」と「削除」を申し出た。

なお、関係学会は、平成 28 年 1 月 27 日付けで対象論文を「取消処分」にした。

3. 発生要因及び再発防止策

滋賀医科大学では、本事案が起きる前から研究活動の不正行為に対する対応方針を定めて取組を行ってきたが、被申立者は、指導教員でありながら指導学生の著作権に関する認識を欠いていたばかりでなく、研究活動の不正行為に関する学内規程を、研究活動上の基本的なルールを理解していたとは言えず、コンプライアンス意識が低かったと言うほかない。

本件を受けて、平成 27 年度から、修士論文を大学院生の希望により、機関リポジトリにおいて全文公開や第三者への文献複写も可能とし、広く社会に向け研究論文として公開することとしている。

また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）を踏まえ、研究活動の不正行為を防止するための全学的な統括組織を構築し、研究不正防止計画を策定して、着実に対応を進めており、平成 27 年度は、従前から実施している定期的な研究倫理教育研修会に加えて、研究者全員に研究倫理教材「科学の健全な発展のために」の通読を義務化し、併せて通読レポートの提出を課した。今後、本教材の通読レポート（1. 通読しての評価、2. 所属の専攻にとっての過不足または改定案、3. オリジナルな研究倫理教材・教育として必要なこと）から得られた意見や要望を不正防止計画に反映させ、研究倫理教育の更なる充実と改善を図ることとしている。

今後、教職員及び学生等に対して研究倫理教育を更に徹底し、不正行為の再発防止に取り組む。

4. 配分機関が行った措置

本件は競争的資金による経費の支出がなく、かつ、平成 24 年に不正が行われた事案であることから、研究機関及び研究者に対する競争的資金の返還並びに研究者に対する競争的資金への申請及び参加資格の制限を行わない。

<基本情報>

研究分野： 臨床看護学

特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局名、職名： 滋賀医科大学 医学部 教授

調査委員会を設置した機関： 滋賀医科大学

告発受理日： 平成 27 年 6 月 10 日

本調査の期間： 平成 27 年 8 月 7 日～平成 27 年 12 月 10 日

不服申立てに対する再調査の期間： なし

報告受理日： 平成 28 年 3 月 4 日

特定不正行為が行われた経費名： なし

熊本大学医学部附属病院所属教員による不正行為（捏造（ねつぞう））

1. 不正事案の概要

（1）告発内容及び調査結果の概要

本件は、熊本大学医学部附属病院助教（以下「助教」という。）から、自らが責任著者である平成17年4月に発刊された論文に不正疑義（実験データの流用）があるとの自己申告を受け、熊本大学調査委員会において、自己申告のあった論文を含め、助教が著者となっている全論文82報を対象に研究者への聞き取り調査及び書面調査により調査を行ったものである。

調査の結果、自己申告のあった一報の論文において研究活動における特定不正行為である「捏造」が行われたものと認定した。

なお、熊本大学では、平成24年3月に研究活動における不正行為を認定した事案に関して、科学研究費補助金との関係について調査を行うとともに、当該論文に関連する研究者に対して、他の不正行為の有無について調査を指示したが、その調査の過程で助教から自己申告があったものである。自己申告があった論文は、平成24年3月に不正行為に関与したと認定された元熊本大学助教授が筆頭著者となっており、助教は、元熊本大学助教授が熊本大学に所属していた当時は、同じ研究グループで研究を行っていた。

【自己申告による研究不正の様態及び特定不正行為であるとする理由】

① 不正の様態

助教が平成17年4月に発刊した元熊本大学助教授との共著論文に掲載した実験データのグラフを、過去に発刊した両者の共著論文から流用し、存在しないデータを作り上げた「捏造」の疑い。

② 研究活動における特定不正行為であるとする理由

助教が平成17年4月に発刊した元熊本大学助教授との共著論文に掲載した実験データ（低血圧症を引き起こす因子に関するデータ）のグラフに関して、過去に発刊した両者の共著による二つの論文（平成14年3月と平成17年3月に発刊）に掲載された異なる試薬を使用した実験データのグラフと同一ではないが、グラフの形状が類似しており、そのグラフを加工して存在しないデータを作り上げた可能性が高いこと。

（2）熊本大学における本調査の体制、調査方法、調査結果等について

① 調査委員会における調査体制

14名（内部委員12名、外部委員2名）

② 調査の方法等

1) 調査対象

ア) 対象研究者：医学部附属病院 助教

イ) 対象論文等：不正疑義があるとの自己申告を受けた論文を含む、助教が著者となっている全論文82報

2) 調査方法

助教から自己申告があった不正疑義がある論文を含め、助教が著者となっている全論文82報を対象に助教から聞き取り調査を行うとともに、論文の書面調査により事実関係の調査を行った。

なお、実験の生データ等は全て破棄されていたため、調査を行うことができなかった。

③ 本事案に対する調査委員会の調査結果を踏まえた結論

助教から自己申告があった不正疑義がある論文を含め、助教が著者となっている全論文 82 報に関し、調査委員会による調査結果を踏まえた熊本大学の結論は以下のとおり。

(結論)

自己申告のあった論文一報において、掲載した実験データ（低血圧症を引き起こす因子に関するデータ）のグラフに関して、熊本大学における規則及びガイドラインで定義する研究活動の不正行為等である「捏造」（存在しないデータ、研究結果等を作成すること）が行われたものと認定した。

なお、不正認定した論文は、不正行為が行われたと認定したデータを含め、筆頭著者である元熊本大学助教授が大部分を作成したものであり、助教に対する事情聴取の結果から元熊本大学助教授に直接的な責任があると判定したものの、調査開始時において異動した機関を既に退職しており、元熊本大学助教授の代理人であった弁護士事務所を介して調査への協力依頼を行ったが協力は得られず、連絡先等も不明であることから、調査を実施することができず、認定には至らなかった。しかしながら、助教は責任著者として実験の指導や論文のとりまとめなどの管理的な役割が主であったことから、助教の不正行為への関与は必ずしも認められないが、責任著者としての責任は免れないと判断した。

(認定理由)

- (1) 助教に対する聞き取り調査等の結果、不正疑義があると自己申告した平成 17 年 4 月に発刊した元熊本大学助教授との共著論文において、平成 14 年 3 月と平成 17 年 3 月に発刊した両者による共著論文における異なる試薬を使用した実験データのグラフを加工して存在しないデータを作り上げた「捏造」の疑義に対して、助教からの聴取を含め、調査委員会においても反証が見いだされなかったこと。
- (2) 当該論文は、不正行為が行われたと認定したデータを含め、筆頭著者である元熊本大学助教授が大部分を作成したものであり、助教は責任著者として実験の指導や論文のとりまとめなどの管理的な役割が主であったことから、助教の不正行為への関与は必ずしも認められないが、論文のとりまとめを行う責任著者としての責任は免れないこと。

※ 国立大学法人熊本大学懲戒規則の公表基準において、公表する内容は「個人が識別されない内容のものとする」と規定されていることを踏まえ、論文名は非表示。

(不正行為の論文における重み及び社会的、科学的影響)

論文における不正行為の箇所は、特定の化合物が血圧降下にどう影響するかを研究する導入部分における実験データの「捏造」であり、論文の結論に影響する主実験データの箇所には不正行為の痕跡は認められなかったことから、研究成果の本質的な内容に関しては問題はなかったと判断している。また、不正認定した論文の研究は、ラットに対する試薬の反応をみた基礎研究であり、社会的影響は少ないと考えられる。

(3) 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

「捏造」を認定した論文は、科学研究費補助金 1 件（基盤研究 (C)）、平成 16 年度～平成 17 年度の実績報告書及び成果報告書に研究成果として引用されているが、この論文の作成過程において、当該補助金を含め、その他の経費においても、直接の因果関係が認められる経費の支出はなかった。

2. 研究機関が行った措置

(1) 競争的資金等の執行停止等の措置

科学研究費補助金 1 件（基盤研究（C）、平成 16 年度～平成 17 年度）の実績報告書及び成果報告書に研究成果として引用されているが、直接の因果関係が認められる経費の支出はなかったことから、執行停止等の措置は講じていない。

(2) 被通報者に対する熊本大学の対応（処分等）

調査委員会による不正行為に関する調査報告書を受け、国立大学法人熊本大学職員就業規則に基づき、不正行為に関与した職員に対して、平成 28 年 2 月 26 日に処分の通知を行った。

※本事案は懲戒処分に該当しない処分内容であり、国立大学法人熊本大学懲戒規則における公表基準に該当しないことを踏まえ、処分内容は非表示。

(3) その他

不正認定した論文については、助教から取り下げ申請を行い、取り下げ手続を行っていることを確認している。

3. 発生要因及び再発防止策

他の実験データを加工して存在しないデータを作り上げた行為は、研究者としての行動規範及び研究倫理に関する認識の甘さが原因と言わざるを得ない。一方、助教は責任著者として管理的な役割が主であったが、共著者の論文を取りまとめる責任者として、実験データの確認を怠るなど基本的な注意義務の欠如が要因であったと考えられる。

熊本大学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）を踏まえ、全学的な体制の見直しを行い、責任体制の明確化及び研究倫理教育の強化を行った。その一環として、剽窃（ひょうせつ）検出ソフトの導入、また、本学の全構成員に対して適正な研究費の執行及び公正な研究活動に係る誓約書の提出の義務付け、さらに、本学において研究活動を行う者に対しては、e ラーニングによる研究者行動規範教育教材である Collaborative Institutional Training Initiative Japan (CITI Japan) の受講を義務づけた。

今後も公正な研究活動及び研究費執行を推進する取組を実施し、教職員自らが自律的に行動規範を遵守する意識の向上を図るとともに、本学の健全な研究活動への信頼を確立するため、不正防止体制のさらなる強化を行っていく所存である。

4. 配分機関が行った措置

科学研究費補助金について、捏造と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかったため、返還を求めるものではないが、科学研究費補助金の成果として執筆された論文であることから、当該資金への申請及び参加資格の制限の対象となる。このため、資金配分機関である日本学術振興会において、資格制限について検討し、措置を講ずる予定である。

<基本情報>

研究分野： 検査医学

特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局名、職名： 熊本大学 医学部附属病院 助教
調査委員会を設置した機関： 熊本大学

告発受理日： 平成 27 年 5 月 21 日（自己申告による）

本調査の期間： 平成 24 年 5 月 21 日～平成 26 年 3 月 20 日

不服申立てに対する再調査の期間： なし

報告受理日： 平成 27 年 5 月 21 日

特定不正行為が行われた経費名： 科学研究費補助金

※捏造と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかった